

会議録

会議の名称	第9回 西東京市スポーツ振興審議会
開催日時	平成16年5月17日 18時00分から21時00分まで
開催場所	教育委員会3階会議室
出席者	渡邊一雄会長、松島宏職務代理者、柴山委員、鶴田委員、指田委員、
議題	(仮称)西東京市体育館の管理・運営について
会議資料の名称	前回会議録、「西東京市生涯学習推進懇談会委員」の推薦について(依頼)、西東京市生涯学習推進懇談会設置要綱、(仮称)西東京市体育館の管理・運営について「提言(素案)」
記録方法	会議内容の要点記録
会議内容	
<p>発言内容</p> <p>会長： 第9回スポーツ振興審議会の定例会を開催する。 本日、伊藤委員、内田委員、田口委員、能智委員、蒲谷委員より欠席の連絡があったので報告する。</p> <p>事務局： 配布資料の確認</p> <p>会長： それでは先に、「西東京市生涯学習推進懇談会委員」の推薦について(依頼)について議題としたい。</p> <p>事務局： 西東京市生涯学習推進懇談会設置要綱について概略説明したい。(省略) 説明に基づき、審議会より委員の推薦をお願いしたい。任期は、17年3月31日まで年4回で交通費程度の謝金が支払われる。他の審議会委員を兼ねていない委員をお願いしたいということである。</p> <p>会長： 事務局の説明に基づき、適任の鶴田委員を推薦したいと思います。</p> <p>委員： 異議なし。</p> <p>事務局：</p>	

前回の4月定例会で了解を頂いたことについて報告したい。

西東京市総合型地域スポーツクラブ設立準備検討委員会が設立された。委員は、10人構成で選任されたので審議会の中で報告したい。

スポーツ振興審議会からは、渡邊会長、松島職務代理者、学識経験のとして武蔵野大学の北村和彦教授・高森秀蔵教授の2名を推薦して頂いた。体育協会関係者として事務局の方から内田勇氏をお願いした。体育指導委員として姉松かつ代氏、市立小・中学校校長会から田口康之氏、小学校地域の施設運営協議会関係者としてけやき小施設運営協議会々長の村野多恵子氏、青少年育成会関係者として西原地区会長の内田日出子氏、スポーツ指導者関係者としてシチズン時計(株)の卓球部監督の山本恒安氏の10名から内諾を得たので報告させて頂く。

設置目的は、総合型地域スポーツクラブの設立と運営方策について検討して頂く。所掌事務としては、総合型スポーツクラブ発足に向けて組織及び運営内容について検討し、その結果を教育長に報告して頂く予定である。任期は、5月24日(月)が第1回午後6時から教育委員会4階会議室を開催する予定である。月1回の会議で任期は、18年3月31日まで。

次回に要綱は、配付させて頂きたい。今後、行政の取り組みとしては、総合型スポーツクラブについては、具体的に進んでいくと思う。一時期は行政主導で進んで行かなければ行けないと思うが、地元の組織を取組ながら委員会の下部組織として企画・総務等の部会的組織等を立上ながら相互に意見交換をする中で進めて行きたいと考えている。

それから今年度から、スポーツ振興くじの助成金を2年間受ける予定。今年度のスポーツ振興くじ助成金の内示がきたので申請する予定である。

今後、委員会ではいろいろ議論して頂く予定である。

会長：

只今の総合型地域スポーツクラブについては、スポーツ振興計画の策定について提言をしている。報告の中では、事務局の中で各委員については、内諾を得ているとのことであるので、人選について意見・異議なければ、渡邊委員、松島委員、内田委員、田口委員について承認・同意得たものとして審議会は、お願いしたい。

会長：

本日の議題に移りたい。予め配付した資料に基づき内容について検討して頂いたと思うのでよろしくお願いしたい。

私なりに委員の意見と修正に基づき本日配付した素案になっている。

本日、欠席委員より指定管理者制度について意見が出された。

その部分もとり入れた修正案を本日配付させて頂いた。

本日の素案を基に前回の配布資料と比較して各委員の意見を聴きたいと思う。

会長：

管理運営に絞ったもので良いと言うことに書き直す。

名称について、規模・距離・外観から考えていく。前の体育館を見慣れた人から見ると大きさ・交通のアクセシビリティ・利便性が良い。地区体育館は、一定の地域であるがあの体育館は、全市的になっている。その点からつけてほしい旨書いた。

事務局：

町づくり事業計画の一環である地域にバイパスができた。そしてこの地域の町づくりに市体育館も取り入れられている。その辺も含めたネーミングを考えて頂ければ良いのではないか。

委員：

(4)指定管理者制度の選定の文言中「選定」を「重要」に置き換えた方よい。

(5)民間業者との管理・運営の競合については、民間業者の次ぎにNPOを加え、法定化したことで「ある。」を「あろう。」に置きかえる。文中の「民間活力以降」の文言を削除する。

委員：

次ぎの「新市体育館」の管理・運営の留意点について

極論すると諮問を受けたのが「市体育館」の管理・運営の留意点についてであるので、ここだけで良いのではないか。

委員：

(1)開・閉時間と使用区分について「 については、 」削除した方が良い。

事務局：

住宅専用地域と接しているなので、現行の9時から9時まで守る必要がある。また地域住民の生活を十分考慮しなければならない。その辺も付け加えさせて頂きたい。

委員：

(4)使用料金についての項目中の「使用料金は、 」以下全て削除した方が良い。

委員：

(5)市民優先と格差料金については、文中の「考慮すべきである。」を「必要がある。」 ・ 削除

事務局：

使用料については、合併時には整理していないので、ここで市体育館が建て替えられるので、使用料の見直しを行う予定である。当然スポーツ振興審議会から意見を聴かなければならない。西東京市の使用料の適正化に関する考え方を、基本にしていく。ここでは、(5)にある格差を付けるべきである程度のご意見を頂ければ良いのではないかと考えている。具体的な話については、市から提案させて頂いた時に意見を頂ければと考えている。

委員：

「 シールカバー」を「ヒールカバー」に統一する。

委員：

(8)新市体育館における武道場の床使用についての「 から まで」削除する。

「おわりに」の最後に「マナーについて」追加して記載する。

会長：

資料1.2.3かがみ、表紙、目次、裏表紙は、次回提示する。

社交ダンスの開放についての問題について、条例を見てみるとスポーツセンター条例で不承認のところ施設等を損傷する恐れがあると認めた場合は、不承認するとある。社交ダンスは、損傷する恐れがあると市は確認し第1体育室のフローリングはヒールカバー装着でも認めていない現状である。そこで、スポーツセンターは、損傷するという考えで認めていない。

今回、専門部会として現地視察報告を踏まえて審議会としてある一定の結論を出さなければと考えている。市体育館は、レッスン・パーティーにヒールカバー装着で体育館の使用を認めていた。両体育館の建設年度の差があっても条例適用の差はあってはならないと思う。文化施設でアスター市民ホールの第1ホールの床はフローリングであるが、ヒール カバーを装着で使用を認めている。

結論として、社交ダンスの使用について専門部会でも一応は、認めても良いのではないか。大会や競技会は、年2から3回程度良いのではないか。審議会のまとめとしては、3階の多目的ホールはヒールカバー装着で認める。メインアリーナについては、原則として認めない。例外として、床保護に考慮し使用回数を設けてヒールカバー装着で認める。

委員：

管理運営を審議しているので床材については、不要である。

会長：

床材は、削除する。

委員：

マナーについては、貸す方・使用する立場で明記が必要である。

事務局：

全ての施設は、施設特性を生かし多目的使用を考えている。社交ダンスが使用できる広いスペースが3階にあるので、ある程度その施設を使用して頂きたいと考えている。

会長：

それでは、各委員のご意見を頂きましたのでそれを基に一任して頂き事務局の協力を得て成文化をする。本日をもって審議は終了させて頂く。なお、成文化したものを各委員へ郵送し意見を求め6月21日(月)に成案として提言文をまとめることにする。